

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年9月11日

横浜市契約事務受任者
教育次長 石川 隆一

- 1 契約の概要
東山田中学校スプリンクラー修理業務委託
- 2 履行（納品）場所
横浜市都筑区東山田二丁目9番1号（東山田中学校）
- 3 契約日
令和6年7月5日
- 4 履行日又は履行期間
令和6年8月31日
- 5 契約金額
¥1,988,800.－
- 6 契約の相手方（名称及び所在）
横浜市南区大岡三丁目16－8
ヒドロ工業株式会社 代表取締役 石田 日出夫
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
スプリンクラーが故障して機器の更新が必要な状況となり、生徒・教員の熱中症予防及び近隣への砂塵被害防止のため、早急に対応する必要があったため。
- 8 契約の相手方の選定理由
専用部品であり、設置業者でしか対応できないため
- 9 所管課
教育委員会事務局 教育施設課